

障障発 1205 第 1 号
令和 7 年 12 月 5 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の取
扱いについて

「「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の
一部改正について」（令和 7 年 9 月 30 日障障発第 0930 第 5 号厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「就労選択支援を知的障害
者が利用する場合は、現行規定では対象外になっているが、その取扱いについて
検討中である。」とお示ししたところである。

今般、知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 404 号）
が本日公布・施行されたことに伴い、知的障害者がやむを得ない事由により就労
選択支援を利用する場合も、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価
等の取扱いについて」（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省社
会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の対象となったため、適正な実施
に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の取扱いは、令和 7 年 12 月 5 日から適用する。